

令和3年5月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年5月11日(火) 午前 9時30分から 10時15分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
委員	1番	望月	稔
	2番	小林	由朋
	3番	町田	玉江
	4番	荻田	丈仁
	5番	時田	修治
	6番	佐野	孝則
	8番	笹古	時男
	9番	池野	保
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	13番	佐藤	正職
	15番	鈴木	恵一
	16番	安藤	公男
	19番	伊藤	博

4. 欠席委員

12番	勝又	匠
14番	藤田	博史
18番	涌田	充尚

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	勝又	猛
統括主幹	栗田	宗明
主幹	野村	昌寛
主査	太田	久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め9番池野 保君、10番新舟 進君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第15号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第25号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計6件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第15号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士川地区11番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士川地区11番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は13ヶ所ほどあり、東名高速道路富士川サービスエリアから1ヶ所は田んぼで南西に400mほど、残りは北西に800mほどの山の中腹にあります。譲渡人は高齢で、現在は福祉施設に入所されている方です。譲受人はその方のお子さんで、現在耕作管理はこの方がされています。生前贈与を行いたいとの申請です。現地を確認したところ、畑はキウイフルーツとかんきつが主で、田んぼでもキウイフルーツを育てていました。譲受人は定年退職を機に農業に従事されたのですが、ミニコンボなどで畑を整備したり、ネット販売を取り入れたりして積極的に従事されています。農繁期には以前の仕事の伝手を使って人手を集めるとのことですので、営農的には問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士川地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長	次に、議案6ページの議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 鷹岡地区15番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ鷹岡地区15番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は西富士道路を富士宮方面に向かい、以前料金所があったところから南西に100mほどのところにあります。譲渡人はキュウリのハウス栽培などを行っている専業農家です。3年ほど前に法人を立ち上げ、譲受人はこの法人となります。出荷量が多くなってきたことから、出荷作業をする場所が手狭になっており、それに加え倉庫が老朽化してきたことから、古い建物を壊して大きく作り直したいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区15番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区15番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に松野地区16番と議案8ページの議第17号非農地証明申請 松野地区9番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ松野地区16番及び議案8ページ松野地区9番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は主要地方道富士川身延線の馬坂トンネルの南松野側の出入口から南西に600mほどのところにあります。まず松野地区16番ですが、譲渡人は高齢で、申請地から北東に100mほどのところにお住まいの方です。譲受人は譲渡人のお孫さんで、分家住宅を建てたいとの申請です。現地を確認したところ田んぼで、すぐ北側に譲渡人の次男の方の分家住宅があり、周辺農地への影響も少ないことから問題ないかと思います。次に非農地証明申請松野地区9番ですが、申請地は先ほどお話しした次男の方の分家住宅の敷地です。昭和61年9月に分家住宅を建築しているのですが、今回の測量により、当初予定していた範囲を超えて宅地としていたことが判明したため是正したいとの申請です。現地を確認したところ、住宅敷地と進入路として使用されていました。農地への復元は困難であり現状通りの宅地として問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区16番及び非農地証明申請松野地区9番についてご質問ございませんか (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区16番及び非農地証明申請松野地区9番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大淵地区17番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区17番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は県立富士特別支援学校のから南東に200mほどのところにあります。譲渡人は申請地のすぐ東側に居住されている方です。譲受人は譲渡人のお子さんとその配偶者で、分家住宅にしたいとの申請です。現地を確認したところ、敷地の真ん中に以前植木畑として使っていた際に植えられた木が大きくなっており、管理はされているようですが、収穫としてはあまり行っていないようでした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区17番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区17番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に原田地区18番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ原田地区18番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は吉原北中学校と新東名高速道路の中間くらいにあります。譲渡人は3名の方です。譲受人は今泉で障害者支援を行っている特定非営利活動法人です。障害者支援施設を建設したいとの申請です。現地を確認したところ、周辺は学校や幼稚園、住宅地に近く、福祉施設ということであれば問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考へます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考へます。
会長	<p>原田地区18番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区18番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p>
会長	次に、議案9ページの議第18号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議を願ひします。 岩松地区1番について、事務局から説明願ひます。
事務局	(事務局議案9ページ岩松地区1番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明を願ひします。
委員(報告者)	申請地は県道富士由比線の橋下の交差点を南に進んでJR東海道本線の踏切を渡り、さらに南に200mほど進んだ先を少し西に入ったところにあります。相続人は申請地から西に100mほどのところに住んでおり、以前から農業を手伝っていたとのことです。現地を確認したところ、きれいな水田として管理されていました。何ら問題ないかと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	<p>岩松地区1番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区1番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。</p>

会長 次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案10ページをご覧ください。
報第24号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案11ページをご覧ください。
報第25号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数3件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年5月11日

農業委員会会長

同委員

同委員